

日本笑い学会信州支部会則

第1章 会則

第1条 本会は、日本笑い学会の第17番目の支部として、平成24年4月12日に設置を認可された。名称を日本笑い学会信州支部と称する。

第2条 支部の事務局は当分の間、佐久大学看護学部田中高政研究室（〒385-0022 長野県佐久市岩村田2384）に置く。

第2章 目的と活動

第3条 本会は、日本笑い学会本部と目的を一にする。すなわち、笑いに関する総合的・多角的の研究を行い、笑いの文化的発展に寄与し、ひいては地域の活性化及び人々の健康に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の活動を行う。

1. 本部学会への積極的な参加
2. 年1回の「信州支部総会」の開催
3. 隔月を原則とする支部研究会の開催
4. 支部新聞／ニュースレターの発行
5. その他、幹事会において適当と認めた活動

第3章 会員

第5条 支部会員は、次のいずれかに該当する者で、支部幹事会の承認を得た者とする。

1. 支部会員は学会本部の会員であり、支部にその所属希望を申し出た者
2. 支部にその所属希望を申し込んだ者
3. 賛助会員は、支部企画の事業に賛助する企業・団体・法人であり、その会員資格は、賛助会員の構成員（団体にあつてはその構成員、法人にあつてはその役員または社員）のうち1名が代表してこれを行行使する。ただしこの場合でも、本部学会員であることが望ましい。代表者は無記名とする。

第6条 支部事務局は、会員名簿を管理し会員の便利に資する。

第7条 支部会員は、次の権利を有する。

1. 支部研究会への参加
2. 支部研究会での研究発表
3. 支部新聞／ニュースレターの配布を受ける
4. 幹事会の承認を得て、支部総会で議案を提供できる

第8条 支部会員は、次の場合には支部を退会したものとする。

1. 支部事務局に退会の意志を申し出、幹事会で承認されたとき
2. 本会の品位を汚す等の事由により、幹事会において退会もやむを得ないと認めたとき
3. 支部会計年度を基準とし、通算2年間会費の納付がないとき

第4章 支部総会

第9条 支部長は、毎年1回支部会員の総会を招集しなければならない。総会の議長は、幹事から選出される。

第10条 支部長は必要があると認めるときには、いつでも臨時総会を招集することができる。支部会員の五分の一以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したときには、支部長は臨時総会を招集しなければならない。

第11条 支部総会は、次の事案を決議する。

1. 幹事の選任
2. 会計報告、年度活動計画案の承認
3. 会員から提出のあった議案
4. 会則の改廃に関する事項
5. その他の事項

第12条 支部総会は、在籍会員の過半数出席（代理人選任による委任も含めて）をもって成立するものとし、決議は出席会員の過半数をもってなす。

第5章 役員

第13条 支部には次の役員をおく。

1. 幹事

幹事は必要に応じ、総会にて選出する。幹事の定数は当分の間定めないが、北信、中信、東信、南信から各1名以上が選出されていることが望ましい。そのうち、支部長、副支部長を各1名とする。

2. 事務局

支部長の業務上の利便を考えうえて、必要な人数を幹事から選出する、うち1名を事務局長とする。

3. 監事

本会の会計監査に当たる。幹事より1名が選出される。

第14条 支部長、副支部長、事務局長、監事は幹事会において互選する。幹事会において適宜、顧問を委託することができる。

第15条 幹事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。任期の中途に就任した幹事及び事務局長の任期は、他の役員と同時に終了する。

第16条 支部長は支部を代表し、業務を総括する。副支部長は、必要時に支部長の代理をする。

第17条 幹事は幹事会を構成し、業務を遂行する。

第18条 幹事会は、支部長が適宜招集し開催する。幹事も必要に応じ、支部長に対して幹事会の開催を要求できる。

第19条 幹事会は、本会規定事項、支部総会より付託を受けた事項、その他業務に関する必要な事項を決定するものとし、出席幹事の過半数をもって決議する。

第20条 顧問は、必要に応じ役員との相談にあずかる。

第6章 会計

第21条 支部の会計年度は、10月1日から翌年の9月30日とする。主な収入は学会本部からの還付金及び支部会費をもって充てるが、必要な額を適宜幹事会の承認の上に徴収することができる。支部会費は、別途定める「支部会費規定」による。

第22条 事務局のうちから1名を会計の責任者として互選し、幹事会で承認する。

第23条 会計報告は、年度終了後に開催される通常支部総会において行い支部総会の承認を得るものとする。

第24条 活動に際し必要とする諸活動（事前に支部へ届け出るものとする）によって得た講演料その他の収入は、その5%を支部会計に還元する。

第7章 その他

第25条 支部会での個人情報の取り扱いについては別途に定める。

付則

1. 本会則は平成24年4月12日から施行する。

沿革 平成24年4月12日 施行

平成26年5月28日 改正施行

平成27年10月27日 改正施行

平成28年6月18日 改正施行